

2022年11月

各団体・労働組合、個人のみなさま

国家公務員一般労働組合（国公一般）

執行委員長 中本 邦彦

## 署名（団体・個人）ご協力のお願い （稲葉さんと大久保さんの不当解雇撤回をめざすとりくみ）

みなさまの日頃のご奮闘に敬意を表します。

国立ハンセン病資料館は、「ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発により偏見や差別を解消し、患者・元患者とその家族の名誉を回復すること」が目的です。しかし、その管理運営などは、厚生労働省の委託業務として毎年競争入札が行われ、2016年度から2019年度までは日本財団が受託してきましたが、2020年度は応札せず、関連団体の笹川保健財団に応札を依頼。2020年4月からは笹川保健財団が資料館の業務を受託しています。

笹川保健財団は、日本財団から業務を引き継ぐにあたり、資料館に勤務している職員を対象に採用試験を行い、国公一般の2人の組合員を「不採用」として職場から排除しました。2人の組合員は、数年前から常態化していた資料館内でのハラスメントを根絶してよりよい職場環境を構築するため、2019年9月に国公一般の分会を結成し、精力的に活動してきました。今回の「不採用」により自らの意思に反して職場から排除されたのはこの2人だけであり、両財団が一体として行った「不採用」は、組合活動を嫌悪・敵視し、活動の中核を担う2人を排除するために行われたものです。

国公一般は、このような組合への攻撃は不当労働行為であるとして、2020年5月8日に東京都労働委員会に救済を申し立て、2022年5月9日付で完全勝利の救済命令を勝ち取りました。都労委の救済命令は2人の不採用を取り消し職場に戻すこと。職場にこの事実を明らかにする啓示をすることなど、不当労働行為を認定しています。しかし、笹川保健財団はこの命令に従わず、中労委へ再審査を申し立てました。厚生労働省の委託事業であり、法令順守を義務付けられているにもかかわらず、再審査請求をすること自体断じて許されません。

ぜひ、多くの仲間や知人友人にこの事実を広めていただき、あらゆる団体でこの署名にご協力いただきますようお願いいたします。

署名のとりくみ期間 当面 2023年3月末まで

署名の送付先 〒105-0003 東京都港区西新橋 1-17-14 西新橋エクセルアネックス 3F

国家公務員一般労働組合（国公一般）あて

電話 03-3502-6363

以上